

《記載例》就業条件明示書

〇〇 〇〇 様

(事業所名) 株式会社ふくしま

(許可番号) 派07-000000

派遣する旨を労働者に明示する。

次の条件で労働者派遣を行います。

▼派遣先事業所	(名称) フクシマ株式会社 福島支店 (所在地) 福島市〇〇町〇〇番地	(TEL) (XXX)XXX-XXXX
▼就業場所	(名称) フクシマ株式会社 福島支店 あづま工場 (所在地) 福島市〇〇字〇〇 〇番地	(部署) 製造部 〇〇課〇〇係 (TEL) (XXX)XXX-XXXX
▼業務内容	・電子部品(PC基板)の加工および組立、通電検査 ・検品、箱詰め	▼組織単位 〇〇課
▼業務に伴う責任の程度	<input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input checked="" type="checkbox"/> 付与される権限あり : 副リーダー(部下2名 リーダー不在時の間における緊急対応が週1回程度あり)	
▼指揮命令者(部署)	製造部〇〇課〇〇係	(役職) 〇〇係長 (氏名) 〇〇 〇〇 (TEL) (XXX)XXX-XXXX(内線XX)
▼派遣先事業所単位の期間制限に抵触する最初の日(延長されることがある)	令和9年10月1日	←注意※期間制限を受けない場合はその旨を記載
▼組織(個人)単位の期間制限に抵触する最初の日(延長されることはない)	令和9年4月1日	
なお、派遣先の事業所単位の派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や組織(個人)単位の期間制限に抵触する最初の日以降労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みなし制度の対象となる。		
▼派遣期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日	▼就業日 注意※派遣先のカレンダーによる場合はその旨記載しカレンダーを添付する。 月～金(ただし祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16を除く。)
▼就業時間及び休憩時間	8時30分から17時30分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)	
▼就業日外労働及び就業時間外労働	注意※派遣元事業主が届出ている36協定の範囲内となる。 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日4時間 月45時間 年360時間までとする。	
▼安全及び衛生	プレスによるはさまれ災害を防止するため、光線式安全装置と両手操作式安全装置を併用する。また、防音保護具を支給する。	
▼苦情の申出先、処理方法・連携体制	(1)苦情の申出を受ける者 派遣先 : (部署) 製造部 (役職) 製造部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX 内線XXX 派遣元 : (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX (2)苦情処理方法、連携体制等 ①派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。	
▼製造業務専門派遣元責任者	←注意※製造業務以外は「派遣元責任者」とする (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX	
▼製造業務専門派遣先責任者	←注意※製造業務以外は「派遣先責任者」とする (部署) 製造部 (役職) 製造課 (氏名) 〇〇 〇〇 (電話) (XXX)XXX-XXXX 内線XXX	
▼派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 また、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。 さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。	
▼派遣労働者の福祉増進のための便宜供与	食堂・休憩室・更衣室(鍵付きロッカー)利用可。派遣先の労働者が利用している駐車場の利用は無料。また、制服を貸与する。 入職時研修、工程基礎研修あり。	
▼派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	←例①は派遣元が有料職業紹介事業許可を受けていない場合、例②は受けている場合 例①派遣先が派遣終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。 例②派遣先が派遣終了後に、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。また、職業紹介を経由して行うこととし、手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の〇〇分の〇〇に相当する額を支払うものとする。ただし、引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合であっても、6ヶ月間の雇用にかかる賃金として支払われた賃金額の〇分の〇に相当する額とする。	
▼労働者派遣に関する料金	日額 13,624円	←注意※派遣先へ請求する(派遣労働者の賃金を含む)派遣料金の日額を示している
▼協定対象派遣労働者であるか否か	<input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない <input checked="" type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者である (当該協定の有効期間の終了日: 令和〇年〇月〇日)	
▼社会保険・雇用保険の取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合の理由	・健康保険 理由: 書類準備中、〇月〇日届出予定 ・厚生年金保険 理由: 書類準備中、〇月〇日届出予定 ・雇用保険 理由: 書類準備中、〇月〇日届出予定	

※※※以下は、紹介予定派遣にかかる契約の場合に追加記載が必要な項目の記載例です。※※※

■紹介予定派遣に関する事項				
(1)派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等				
●雇用契約期間 期間の定めなし		●試用期間に関する事項 なし		
●労働者を雇用しようとする者 (名称) フクシマ株式会社 福島支店 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇町〇〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX				
●就業場所 (名称) フクシマ株式会社 福島支店 あづま工場 (部署) 製造部 〇〇課〇〇係 (所在地) 〒960-0000 福島市〇〇字〇〇 〇番地 (TEL) (XXX)XXX-XXXX				
●業務内容 ・電子部品(PC基板)の加工および組立、通電検査				
●就業時間及び休憩時間 8:30～17:30 (休憩時間12:00～13:00までの60分間)				
●就業日外労働及び就業時間外労働 ※派遣元事業主が届出ている36協定の範囲内となる。 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日4時間 月45時間 年360時間までとする				
●休日 毎週土・日・祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16				
●休暇 年次有給休暇:10日(6ヶ月継続勤務後) その他:有給(慶弔休暇)				
●賃金 *基本賃金:月給 180,000～230,000円(毎月15日締切、毎月20日払) *通勤手当:通勤定期券代の実費相当(上限月額35,000円) *所定時間外・休日・深夜労働に対し支払われる割増賃金率 所定時間外:法定超25%、休日:法定休日35%、深夜:25% *昇級:有り(0～3,000円/月) *賞与:有り(年2回、計2.2ヶ月分)				
●社会保険の加入状況 厚生年金 有り・無し 健康保険 有り・無し 雇用保険 有り・無し 労災保険 有り・無し				
(2)その他 ・紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣労働者の求めに応じて書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務時間に含めて算入することとする。				